

令和 4 年 1 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
1 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年1月17日(月)午後1時35分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員（地区代表）

小高区 長井 里志

原町区 酒井 盛男

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹

②次長 佐藤 光

③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹

⑤主事 平田 幸子

農政課

再生係長 佐藤 俊文

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
日程第 4	報告第 2 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 1 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について
日程第 6	議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出について
日程第 8	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 9	議案第 5 号	農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
日程第 10	議案第 6 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 11	議案第 7 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 12	議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 14	議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 11 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後 1 時 3 5 分)

議 長 只今より、令和 4 年 1 月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。今回は、委員全員の出席に加えて、約 2 年ぶりに、農地利用最適化推進委員の地区代表の皆様に出席をお願いしての開催でございます。皆様には、あらためて感染対策にご理解をいただきながら、会議を進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第 5 条により定足数に達しております。

議 長 日程第 1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議席番号 8 番・小谷津弘隆 委員、1 1 番・佐藤洋委員、1 4 番・二谷純市委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第 2、「諸般の報告」を行います。昨年 1 2 月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第 3、報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 1 号についてご説明いたします。議案書の 2 ページになります。今回、5 件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 2 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第2号についてご説明いたします。議案書の3ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成元年に建築・土木工事業を立ち上げ、翌年から亡き母の土地を借り受けて資材置場を建築し、翌々年には倉庫、作業所を建築し、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、宅地の一部と思っていた土地について農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、昭和50年頃より違反者の勤務する建築会社の資材置場として使用していました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第5、議案第1号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について」を議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、14番委員、15番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名を指名するものです。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 14番委員、15番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次の議案第2号については私が議事参与に当たりますので、議長を職務代理者と交代いたします。暫時休議します。

(休議)

議 長 それでは再開いたします。次に、日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号11番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、19番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号11番の説明を求めます。

事務局 議案第2号のうち、整理番号11番についてご説明いたします。議案書の6ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第2号整理番号11番について説明いたします。議案書の6ページになります。利用権設定1件となっており、内容につきましては記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 それでは19番委員の復席を許します。また、会長が戻られますので議長を交代いたします。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第2号の残り全部についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第2号の残り全部について説明いたします。議案書6ページになります。利用権設定11件となっており、内容につきましては記載のとおりです。なお、利用権設定に係る賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第3号「農地法第3条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。議案書の7ページになります。第3条許可となった所有権移転の取消願出が1件ございます。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消しの理由ですが、許可の内容を交換から売買に改めるため、許可の取消しをするものです。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第4号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。議案書の8ページから10ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第5号「農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書の11ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 号についてご説明いたします。議案書の 12 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番については、報告第 2 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。この件は報告第 2 号整理番号 1 番の関連です。子細につきましては記載のとおりです。現地案内図は 1 ページです。去る 1 月 14 日午後 1 時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は申請人の所有地、畑に囲まれておりますので、何ら問題なしと判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議 長 次に申請番号 2 番について、15 番委員。

15 番委員 申請番号 2 番について報告をいたします。現地案内図は 2 ページです。1 月 10 日午後 1 時頃より、申請人の代理人である行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査の結果、第 1 種農地ではありますが、集落接統事業であり、金融機関の融資証明も添付されていることから事業の確実性も、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 号についてご説明いたします。議案書の 13 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から令和 5 年 12 月 31 日までとなっております。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりです。水田を畑地として利用するための農地改良に係る盛り土するための一時転用であります。現地案内図は 3 ページです。去る 1 月 14 日午後 2 時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました。当該地は周りを 1.25 メートルから 2.0 メートル位の L 型の擁壁により周辺の水田への土砂の流出を防ぎます。盛り土の高さは 1.5 メートル位でありまして、使用する土につきましては隣接地の土砂を利用します。また、この案件は請戸川土地改良区の意見書により同意を得ております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 15 番委員。

15 番委員 参考までに田んぼを畑に切り替えて、作物は何を作る予定ですか。

議 長 事務局。

事務局 タマネギとハウストマトを予定しているそうです。以上です

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 号についてご説明いたします。議案書の 14 ページ、申請番号 1 番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりとなっています。事業計画変更に係る理由ですが、一般住宅を建築する目的で転用許可を受けて土地の造成及び住宅基礎工事を行っておりますが、当初の転用事業者が死亡したことにより事業が遂行できなくなりました。承継者は当初事業者とともに住宅に居住する予定だった者であり、住宅建築は依然として必要であることから、当初の事業計画を変更し承継するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号 1 番について、11 番委員。

11 番委員 申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 4 ページです。去る 1 月 15 日午前 10 時頃より、承継者立会いのもと現地調査を行いました。申請理由は記載のとおり事業計画変更許可の再申請です。この土地の農地法第 5 条所有権移転申請を令和 3 年 3 月 16 日付けで許可を受け、住宅建築を遂行中に申請者が亡くなりました。そのようなことから、承継者が住宅を一部変更して建築する事業計画変更許可申請です。現況は土地造成基礎工事が終了しており、住宅の建築が開始されておりました。そのような状況により、調査書の調査項目に基づき、承継者からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可

申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。議案書の15ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。この案件は、報告第2号整理番号2番の違反の追認を得るための案件であり、第2種農地を自身が勤める会社への貸資材置場とするための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。なお、事務局から説明がありましたとおり、本案件は報告第2号整理番号2番の関連案件です。現地案内図は5ページです。去る1月12日午後2時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。詳細は記載のとおりです。調査書の調査報告に基づきまして、行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断しました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第10号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番、2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番は第3種農地に一般住宅を建築するための転用申請となっております。

 次に申請番号2番は第3種農地を駐車場として使用するための一時転用申請であり、転用期間は6か月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページです。去る 1 月 1 5 日午前 9 時頃より、被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 次に申請番号 2 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページです。去る 1 月 1 5 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。転用事由は、記載のとおり 6 か月間の一時転用許可申請です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 5、議案第 1 1 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 1 号についてご説明いたします。議案書の 1 7 ページから 1 8 ページ、申請番号 1 番から 6 番につきまして土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は不耕作により非農地化したことに対する証明申請です。昨年発送しました農地の利用意向調査により非農地化の相談があったものです。申請のあった農地全てについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、5 番委員から報告をお願いします。

5 番委員 議案第 11 号現況確認証明申請の現地調査を調査委員を代表しまして報告いたします。場所につきましては、お手元の現地案内図の 8 ページから 15 ページに記載しております。現地調査ですが、令和 4 年 1 月 6 日に私を含めた農業委員 2 名と農地利用最適化推進員 1 名、事務局職員 1 名の計 4 名で申請のありました 6 件の現地調査を行いました。申請番号順にご報告いたします。

先ず申請番号の 1 番です。2 筆あり、1 筆は原町区小沢でございます。ここは長年の不耕作により藪化し、さらに雑木が繁茂して農地復元は非常に困難な状況にありました。また、小高区飯崎につきましては、既に森林化しており農地復元は困難と判断しております。以上のことから、2 筆とも非農地と判断せざるをえないものをご報告いたします。

続きまして申請番号 2 番でございます。農業機械の進入路もなく、既に森林化しております。農地復元は困難な状況にあり、これも非農地と判断せざるをえない土地でした。

次に申請番号 3 番ですが、3 筆でございます。そのうち深野字風越の 2 筆は近接しております。いずれも林地の中に位置しており、既に周辺の林地と一体化しているような形状を成しており、農地復元は困難なものと判断しております。また、深野字荒戸沢も同様の状況になっており非農地と判断しました。

次に申請番号 4 番です。この箇所は長年の不耕作により発生した木々も大きく、屋敷林の一部化となっており、農地復元は困難な状況にあります。また、復元出来たとしても日影地のため、良好な農業生産が見込めるような土地ではございません。以上のことから非農地とせざるをえないものと判断しました。

次に申請番号 5 番の 3 筆でございます。これも近接している 3 筆の申請でございます。いずれも山林に囲まれた幅の狭い谷地の湿地の状態で、農業機械の進入路もなく土地条件が大変劣悪なことから長年の不耕作となっており、藪化、森林化している現況にありました。以上のことから、3 筆とも農地復元は困難と判断しました。

最後に、申請番号 6 番です。隣接する 2 筆でございます。鹿島区の石の宮溜池の上流に位置する林地の中に位置する土地で、長年の不耕作により藪化し、雑木の繁茂により荒廃が著しく、農地復元は困難と判断し非農地とするのはやむを得ないと判断しました。

以上 6 件の現地調査についてご報告いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告２件、及び議案１１件、合わせて１３件の
審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の１月定例総会を閉会と
いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後２時１３分)

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和４年２月１５日

議事録署名人（８番・コヤツ ヒロタカ）

議事録署名人（１１番・サトウ ヒロシ）

議事録署名人（１４番・フタツヤ ジュンイチ）
